

特別養護老人ホーム ライフ 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 特別養護老人ホーム ライフ概要

設置主体	社会福祉法人 幸 充
施設名	特別養護老人ホーム ライフ
指定年月日	平成11年12月27日
所在地	長野県北安曇郡池田町会染1498-1
電話番号	0261-61-1818
FAX番号	0261-62-1118
代表者名	小林 昇 (理事長)
管理者名	小林 千子 (施設長)
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (第2072900125号)
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建 鉄骨造 地上2階
敷地面積	6711.57㎡
延床面積	4279.11㎡
入所定員	8名 (他に介護老人福祉施設 91名)
居室	従来型個室 21室 (1階20室、2階1室) 2床室 7室 (1階 7室) 4床室 16室 (1階10室、2階6室)
主な設備	食堂兼機能訓練室、機械浴室 (1階・2階) 医務室、静養室、家族室、談話室

※居室の決定方法

ご利用者の要望や身体状況、空き居室の状況等を踏まえた上で、居室を決定いたします。

※居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況等により、ご家族へ連絡の上、居室を変更していただく場合があります。

(2) 介護老人福祉施設の目的と運営方針

介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事などの介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理及び療養上の介助等を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めています。

[特別養護老人ホーム ライフの運営方針]

施設の健全な環境づくりと運営に努力し、地域はもとより関係機関との連携を密に、これからの老人福祉及び介護時代の新たな拠点としての役割を果たし、地域住民の期待に応えるよう努めます。

人間の尊厳を第一に、ご利用者の人格を尊重し、ご利用者と職員が一体となって家庭的な雰囲気を醸成し、ご利用者に親しまれ、明るく楽しい施設生活になるよう心がけます。また、ご利用者が常に安全で快適な生活が送れるように努めるとともに、地域の福祉施設として地域住民との交流を深め、開かれた施設となるよう努力します。

職員の資質向上については特に配慮し、自ら研鑽に努め時代に沿った研修や交流により、施設の進歩向上を図ります

(3) 施設の職員体制（主たる職員）

従業者の種類	員数	区分				事業者の指定基準	保有資格等
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1名	1				1名	
介護職員	44名	44				33名以上	介護福祉士 ヘルパー1～2級 介護初任者研修
看護職員	4名	4				3名以上	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名	1				1名以上	看護師
生活相談員	2名	2				1名以上	社会福祉士 介護福祉士
介護支援専門員	2名	2				1名以上	介護支援専門員
管理栄養士	1名	1				1名	管理栄養士
医師	1名			嘱託		必要数	※嘱託医
事務職員	2名	2				必要数	

※職員体制は変更になる場合があります。

(4) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長 事務員 介護支援専門員 生活相談員 管理栄養士	勤務時間 (午前 8:40～午後 5:40)	4週 8休
介護職員	※標準的な時間帯 A勤 (午前 7:00～午後 4:00) 1～4名 B勤 (午前 7:30～午後 4:30) 1～4名 日勤 (午前 9:00～午後 6:00) 1～4名 C勤 (午前 10:00～午後 7:00) 1～4名 D勤 (午前 10:30～午後 7:30) 1～4名 E勤 (午後 2:00～午後 11:00) 1～4名 夜勤 (午後 4:00～午前 9:00) 4名	原則 として 4週 8休
看護職員 機能訓練指導員	① A勤 (午前 7:30～午後 4:30) 1名 ② 日勤 (午前 8:40～午後 5:40) 2～3名 ※夜間については、オンコール体制により関係医療機関等との連絡に務めます。24時間の連絡体制で拘束看護師は自宅待機して緊急時に備えます。	原則 として 4週 8休
医師	原則、木曜日の 12:30～14:30 の間に、嘱託医として診察します。	

2. 施設サービスの概要

① 介護保険給付対象サービス

種類	サービス内容		
入所対応時間	9:00～17:00 (左記以外の場合はご相談ください)		
施設送迎	・平日 9:30～17:00 ・土日祝祭日など 要相談		
送迎車	リフト ワゴン車 乗用車	リクライニング車椅子等 ストレッチャー等利用の方 上記以外の方	10:30～14:30 ※上記以外の場合はご相談ください 9:30～17:00
ケアプラン	・短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護) 計画の立案		

食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・給食委託業者と、施設の管理栄養士がたてる献立により、季節や行事等に配慮した食事を提供します。 ・ご利用者の自立支援のため、離床して食事を摂っていただくことを原則としています。 ※食事場所の希望等がある場合はご相談ください。 ・食事配膳時間： 朝食 7:30～、 昼食 11:30～、 夕食 17:30～ ・経管栄養の方の基本時間： 1回目 7:30～ / 2回目 14:30～
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けて適切な支援を行います。 ・おむつ・ポータブルトイレ・尿器など必要に応じてご利用頂きます。
褥 瘡 予 防	褥瘡防止のためご利用者の心身に依りて適切な処置と予防を行ない、心身に依りて適切な時間と安楽な体位に体位交換を行ないます。また、身体の状態に合わせてエアーマット・低反発マットを使用します。
入 浴	週2回の入浴または清拭を行ないます。立位保持が困難な方・座位のとれない方等については、特殊浴（チェアー・ストレッチャー）を使用し、入浴していただきます。
口 腔 ケ ア	・口腔の清潔を保つため、その個人に依りて毎日行います。また、歯科医師や歯科衛生士又は看護師の指導に基づき口腔ケアを行い、口腔機能向上に努めます。
離 床 着 替 え 整 容 等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズム・清潔の維持等を考え、着替えを行うよう支援します。 ・適切な整容が行われるよう支援します。 ・シーツ・包布等、寝具類の交換は定期的実施します。
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員の支援計画による機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設には、歩行器6台等があります。
社会生活上の 便宜	<p>必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活が実りあるものになるよう、ボランティア等にも協力していただき、適宜誕生日会や、レクリエーション・季節の行事等を計画し開催します。</p> <p>※レクリエーション費用等、自己負担になる場合があります。</p>
相 談 援 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者及び保証人様等からのご相談について、誠意をもって依り、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>【 施設相談窓口 】 生活相談員：赤羽 直樹 生活相談員：宮澤 俊博 介護支援専門員：宮島 まなみ</p> <p>※各市町村（保険者）にも相談窓口が設置されております。</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用初日、入浴前等のバイタル（血圧・体温等）チェックにより状態を把握します。 ・服薬に関しては予め医師の処方されたものについて看護職員が責任管理いたします。 ・利用前日及び利用中に37.5℃以上の発熱があった場合、または感染症の疑いがある場合は基本的にご利用を控えていただきますが、利用を継続する場合は主治医・ご家族と連絡を密にとり、方針決定や支援を行います。 ・医療に関する緊急時等、必要な場合には、主治医・嘱託医・協力医療機関等に看護師（不在時・拘束看護師）が責任を持って引き継ぎます。

緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者が外部の医療機関に通院または入院する場合は、基本的に保証人様等に対応して頂きます。 ・入院等の後も、継続してご利用者の家族指導や医療機関等に対する情報提供等が必要な場合がありますので、ご本人の状態を伝えることについてご同意ください。 ・看護に係わる責任者 : 若林 由美江 (介護・看護部長) <p>【 当施設の嘱託医 】</p> <p><内科医> 氏 名 : 芹澤 由樹子 (せりざわクリニック)</p> <p>診察日 : 木曜日 12:30 ~ 14:30</p> <p>連絡先 : 0261-62-3000</p>
--------	---

① 介護保険給付対象外サービス

種 類	サ ー ビ ス 内 容
特 別 な 食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者には特別な食事を提供します。料金は自己負担となります。 (例：外食・出前等)
理 美 容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に理美容士の訪問による理髪サービスを提供します。 ※ 料金は、(カットのみ) 1回 2,000円かかります。
行 政 手 続 き 代 行	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関に関する手続き・その他手続き等が必要な場合には、ご利用者および保証人様によっては代行手続きを行います。 ※ 無料の場合と有料の場合があります。ご相談ください。 ※ 手続きに関わる諸費用 (郵送料等) は自己負担となります。
個人情報の 開示等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は保証人等のお申し出により、ご利用者個人の情報 (介護・看護記録等) を開示、変更、利用の中止等の対応をいたします。詳しくはご相談ください。 【 受付窓口 】 生活相談員 : 赤羽 直樹、宮澤 俊博 介護支援専門員 : 宮島 まなみ、降旗 敏深
貴 重 品 の 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があれば、(利用料等以外の金銭・貴重品は) 施設事務室でお預かりします。貴重品については、金庫等で管理します。 ・お預かりした金銭・貴重品は、ご利用者本人または保証人様の希望・申し出によりお渡しします。 ・ご本人持ちの金銭・貴重品管理は施設では責任を負いかねます。 保管管理者 : 施設長 小林 千子 事務担当者 : 事務員 上野 幸子 出納方法 : 別添『預り金取扱要領』に記載

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称	北アルプス医療センターあづみ病院
住 所	長野県北安曇郡池田町池田3207番地1
電話番号	0261-62-3166

・協力歯科医療機関

名 称	竹内歯科医院
住 所	長野県北安曇郡池田町池田3-4312
電話番号	0261-62-2151

大北歯科医師会

*大北歯科医師会との契約により、指定する歯科医が対応致します。

4. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態の変化等あった場合は、ご本人の主治医に連絡する等必要な処置を講ずるとともに、保証人様または緊急時連絡先に速やかにご連絡します。

施設での医療行為は限られたもののため、緊急時は協力病院（あづみ病院）へ受診する場合があります。受診・入院時の付き添い、手続きは保証人様等に対応をお願いいたします。

入所時のバイタルチェック・利用中の心身の状態等により、ご利用いただけない場合もあります。（風邪症状・37.5℃以上の発熱・その他など）

終末期（看取り介護）を迎えた方の対応につきましては、ご利用者・保証人様の意向を尊重いたします。施設職員にお伝えください。

◆緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 介護事故に対する安全基準体制

事故防止のための委員会を幅広い職種で構成し、事故発生防止等の措置を適切に実施するために安全対策に係る外部研修を受講した担当者を置いています。介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討し、職員への研修を定期的に行っています。万一に介護事故が発生した場合は保証人様等に対して適切な説明をおこないます。

下記の場合は、施設の管理責任を負いかねることがあります。

- ①吸引を必要とする窒息、誤嚥等不測の事態となったと考えられる場合
- ②ベッドからの転落及び移動中の転倒による骨折を含むケガ、及びそのことに起因すると思われる身体症状の悪化など、不測の事態と考えられる場合

- ③精神障害（認知症等を含む）に起因すると思われる問題行動（異食、無断外出等）により不測の事態となった場合
 - ④環境変化により施設生活に順応できず、不測の事態となったと考えられる場合
 - ⑤自己管理されている飲食物（おやつ等）により、不測の事態となったと考えられる場合
- ※不測の事態とは、通常の業務をしているなかで、予測できない事故が起こり、適切な処置をしたにもかかわらず、生命及び心身に多大な影響を与えた場合を言います。

6. 感染症管理体制

感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐための感染症対策委員会を開催しています。その結果を職員へ周知徹底し、感染症対策に関する職員研修を行っています。

- ①万一に感染症発生が疑われる際には居室の変更ならびに入院・退所手順に従い対処をさせていただきます。
- ②ご利用日の前に感染症の疑いがある場合は利用をお断りする場合があります。
- ③当施設にて感染症が流行している場合、感染症の蔓延防止のためご利用をお断りする場合があります。
- ④12月～3月の冬期は感染症対策として施設への面会を制限させていただきます。その際は、対応期間や方法について、随時通知させていただきます。
- ⑤地域で感染症が拡大している際は、施設での面会制限や入所・退所について制限させていただきます。

7. 身体拘束を行う場合の手続き

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間や、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、ご利用者や保証人様に説明を行い、同意を得た上で実施します。また、身体拘束対策委員会を定期的に開催し、身体拘束の解除等について検討を行い、身体拘束をしない介護に努めます。

8. 虐待の防止

高齢者虐待防止法が制定され、高齢者虐待に関する定義が明確化されました。ご利用者一人ひとりが尊厳を保ち、自分らしく生活していただくことができるように個別ケア、及びケアの質や職員の意識の向上に努めることで、身体的虐待、ネグレクト（介護放棄・放任）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の防止に努めていきます。

ご利用者及び保証人様からの苦情を処理する体制を整備し、虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、自治体への通報義務を負っていきます。

9. 施設利用の留意事項（諸規則等）

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

①所持品等の持ち込み：

- ・持ち物は、別紙【持ち物案内】にあるとおりです。
- ・持ち物全てに、必ず名前を明記してください。名前がない場合には、施設で記入させていただきますことがあります。
- ・ご利用中に衣類等のお持ち込みがある場合は職員にご連絡ください。
- ・施設側の不注意により、紛失・破損した場合は賠償いたします。

②設備・器具のご利用：

- ・施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。
- ・これに反したご利用者により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

② 来訪・面会・施設見学：

- ・面会時間は、午前10時30分～午後4時までです。事務室窓口にある『面会記録用紙』にご記入のうえ面会してください。
- ・**感染症対応時は指定の場所、方法で面会をしていただきます。**
- ・ご利用者の状況等により、ご家族等が施設にお泊まりいただけます。
- ・サービス提供契約前の施設見学に対応いたします。

④外出：

- ・外出の際は、必ず職員に申し出て『行き先』『期間』『時間』等を指定の『外出届』を提出してください。できるだけ当日ではなく、事前にご連絡・ご相談ください。
- ・外出・外泊時の事故等に関しては、施設で責任は負えません。
- ・送迎はご家族等での対応となります。

⑤喫煙・飲酒：

- ・喫煙は健康増進法に則り、原則禁煙とさせていただきます。
- ・飲酒に関しては、職員にご相談ください。

※ご利用者及び保証人様が医師等の指示による制限に従えず、ご意向を優先する場合、施設で責任を負えないことがあります。

⑥飲食物の持込について

- ・食中毒やノロウイルス等の感染予防及び蔓延防止、また誤嚥事故の防止のため、飲食物の持ち込みにつきましては禁止とさせていただきます。
- ・ご利用者の状態により、栄養補助食品や賞味期限が確認できる未開封の食品の持込みについては、相談させていただきます。
- ・必要に応じて、施設で嗜好品等の購入を代行させていただきます（実費負担）。

⑦迷惑行為等：

- ・他者に対して脅威を与える行為、暴言、暴力、騒音等、迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

⑧動物飼育：

- ・施設内への動物の持ち込み及び施設内での動物飼育はお断りします。

⑨電化製品：

- ・暖房器具・テレビ等電化製品の持ち込み、使用につきましては事前に事務所までお申し出下さい。

10. 非常災害対策

- ・別途定める特別養護老人ホーム ライフ消防計画、防災マニュアルに則り対応します。
- ・防災設備：非常通報装置 非常用放送設備 避難誘導灯 煙感知器 熱感知器
消火器 消火栓 非常用照明灯 非常口 スプリンクラー 防火扉 非常用電源
- ・防災訓練：年3回実施 夜間及び昼間を想定した避難訓練 消火訓練
通報訓練 土砂災害訓練 避難誘導訓練等 (防火管理者1名)
- ・当施設の立地は、土石流警戒区域、急傾斜地特別警戒区域にあります。

11. 禁止事項

施設では、多くの方々に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 要望及び苦情等の相談

苦情解決責任者、苦情受付担当者が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。詳しくは別紙4をご確認ください。

要望や苦情などは、苦情解決責任者、苦情受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出いただくことも出来ます。

尚、苦情窓口については各市町村役場及び国民健康保険連合会等にも、お申し出いただくことが出来ます。

国民健康保険連合会 TEL 026-238-1580

北アルプス広域連合 TEL 0261-22-6764

13. 事業運営の透明性の確保のために講じている措置

当施設では、事業計画、財務内容等に関する資料をいつでも閲覧していただけるよう整備しております。ご希望の方は、当施設の事務員までお申しつけください。

○提供するサービスの第三者評価の実施状況

当施設では、実施をしていません。

14. その他

その他、ご不明の点、お気づきの点、ご希望の点等は、遠慮なく職員にお申し出下さい。